

平成九年政令第八十五号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
内閣は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 旧制度間調整法の廃止に伴う経過措置（第一条）

第二章 厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置（第二条―第八条）

第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置（第九条―第二十一条）

第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に関する経過措置（第二十一条の二―第二十七条）

第五章 費用の負担に関する経過措置（第二十八条―第三十四条）

第六章 厚生年金基金に係る特例（第三十五条―第四十条）

第七章 その他の経過措置（第四十一条―第四十八条）

附則

第一章 旧制度間調整法の廃止に伴う経過措置

第一条 旧制度間調整法に関する技術的読替え

（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第八十七号。以下この項において単に「旧制度間調整法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧制度間調整法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: Old Law Provisions (旧制度間調整法) and New Law Provisions (改正法). Rows include Article 1 (Technical Readjustment), Article 2 (Termination of Old Law), Article 3 (Transition Periods), Article 4 (Insurance Periods), Article 5 (Benefit Payments), Article 6 (Special Provisions for Funds), Article 7 (Other Transitional Provisions), and the Annex (Old Law Termination).

Table with 4 columns: Old Law Provisions, New Law Provisions, Old Law Provisions, and New Law Provisions. This table details the specific changes and readjustments between the old and new laws, such as the replacement of 'old law' with 'new law' in various articles.

Table with 4 columns: Old Law Provisions, New Law Provisions, Old Law Provisions, and New Law Provisions. This table continues the list of readjustments, covering articles related to insurance implementation, benefit calculations, and special provisions for pension funds.

Table with 4 columns: Old Law Provisions, New Law Provisions, Old Law Provisions, and New Law Provisions. This table provides the final set of readjustments, including provisions on the effective date and the application of the new law to existing pensioners.

(資料の提供等に関する経過措置)
第八条 当分の間、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、同表の第一欄に掲げる法律の規定を適用する。

国民年金法	第八百八条	共済組合等(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。)	共済組合等(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。)
厚生年金保険法	第二百八条	管掌機関(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。)	管掌機関(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。)

なお効力を有する平成二十四年一元化法百改正前地共済法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一条部を改正する法律の(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条の二の第一項の規定によりなすものとした。平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百

五十二号)をいう。(以下同じ。)
 なお効力を有する平成二十四年一元化法百改正前私立学共済法(平成二十四年法律第七十九号)附則第七十九条の二の規定によりなすものとした。平成二十四年一元化法百改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)をいう。以下同じ。)

支給する年金である給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。))附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を含む。)	支給する年金である給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。))附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を含む。)
--	--

第三章 厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置
第九條 削除
第十條 平成九年四月一日(以下「施行日」という。)の前日において平成八年改正法附則第七十八條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。))第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。))の規定による通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))の受給権を有していた者(同日において厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。))に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該通算退職年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人共済組合員期間は、計算の基礎となしな。

昭和六十年国共済改正法附則第二十条第一項の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が

支給するものとされた通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法附則第八十条の規定による老齢厚生年金(旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。))の受給権を取得した場合に準用する。
 3 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項(昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する場合を含む。))の規定は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金(旧適用法人共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。))の受給権を取得した場合に準用する。この場合において、昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項中「退職した」とあるのは、「老齢厚生年金の受給権を取得した」と読み替えるものとする。(平成八年改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める者。)

第十一条 平成八年改正法附則第九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 旧公企体長期組合員(平成八年改正法附則第七十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「改正後国共済施行法」という。))第四十条第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。であつた間に旧公企体共済法(同条第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。))第二十条第一項に規定する公共企業体又は旧公企体共済法第三条第一項に規定する組合の業務又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤)をいう。次号において同じ。))により病気がかり、又は負傷し、その傷病により障害の状態にある者

第十二條 平成八年改正法附則第五條の規定により厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))とみなされた旧適用法人共済組合員期間(以下「旧適用法人被保険者期間」という。))中に初診日(平成八年改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第八十一条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。))がある傷病による障害(当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。))について、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧適用法人共済組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。))の組合員であつた者(他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該

国家公務員等共済組合法第三条第一項の規定により設けられた共済組合で同法第二条第一項第七号イに規定する日本専売公社(以下この号において「旧日本専売公社」という。))又は旧日本に所属する職員をもつて組織されたものをいう。以下この号において同じ。))又は旧日本電信電話公社共済組合(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第三条第一項の規定により設けられた共済組合で同法第二条第一項第七号ロに規定する日本電信電話公社(以下この号において「旧日本電信電話公社」という。))に所属する職員をもつて組織されたものをいう。以下この号において同じ。))の組合員であつた間に、日本国有鉄道(日本国有鉄道改革法等施行法第八十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号イに規定する日本国有鉄道をいう。))若しくは旧専売共済組合又は旧日本専売公社若しくは旧日本電信電話公社共済組合の業務又は通勤により病気がかり、又は負傷し、その傷病により障害の状態にある者(障害厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第十三條 平成八年改正法附則第五條の規定により厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))とみなされた旧適用法人共済組合員期間(以下「旧適用法人被保険者期間」という。))中に初診日(平成八年改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第八十一条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。))がある傷病による障害(当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。))について、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧適用法人共済組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。))の組合員であつた者(他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該

国家公務員等共済組合法第三条第一項の規定により設けられた共済組合で同法第二条第一項第七号イに規定する日本専売公社(以下この号において「旧日本専売公社」という。))又は旧日本に所属する職員をもつて組織されたものをいう。以下この号において同じ。))又は旧日本電信電話公社共済組合(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第三条第一項の規定により設けられた共済組合で同法第二条第一項第七号ロに規定する日本電信電話公社(以下この号において「旧日本電信電話公社」という。))に所属する職員をもつて組織されたものをいう。以下この号において同じ。))の組合員であつた間に、日本国有鉄道(日本国有鉄道改革法等施行法第八十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二条第一項第七号イに規定する日本国有鉄道をいう。))若しくは旧専売共済組合又は旧日本専売公社若しくは旧日本電信電話公社共済組合の業務又は通勤により病気がかり、又は負傷し、その傷病により障害の状態にある者(障害厚生年金の支給要件に関する経過措置)

第十四條 平成八年改正法附則第五條の規定により厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))とみなされた旧適用法人共済組合員期間(以下「旧適用法人被保険者期間」という。))中に初診日(平成八年改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第八十一条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。))がある傷病による障害(当該障害に係る同項に規定する障害認定日が、施行日前にある場合を除く。))について、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「旧適用法人共済組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。))の組合員であつた者(他の法令の規定により当該組合員であつた者とみなされたものを含むものとし、当該

イ 改正前国共済法による障害共済年金（改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級（受給権者の障害の程度が減退し、又は増進したことにより第二十三条第八項の規定により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十五条第三項の規定が適用される場合には、第二十三条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）第二条第三項に規定する障害の等級の一級又は二級）に該当する程度に障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧国共済法による障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 改正前国共済法による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により支給されるものを含む。）

ニ 旧国共済法による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四 旧適用法人共済組合員期間を有する者であつて、施行日の前日において改正前国共済法による退職共済年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金を受けるに必要な期間を満たしていたもの（前号ハ及びニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者を除く。）

2 前項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は厚生年金保険法第五十八条第一項本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者とみなし、前項第一号又は第二号に掲

る者が死亡した場合は同条第一項第二号に該当する場合と、前項第三号に掲げる者（同号イ又はロに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）が死亡した場合は同条第一項第三号に該当する場合と、前項第三号に掲げる者（同号ハ又はニに掲げる年金たる給付の受給権を有する者に限る。）又は同項第四号に掲げる者が死亡した場合は同条第一項第四号に該当する場合とみなす。

第十八条 旧適用法人共済組合員期間を有する者の死亡について、厚生年金保険法第五十八条第一項の規定を適用する場合においては、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合（同法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）の組合員であつた者を含む。以下この節において同じ。）」とする。

第十九条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金及び特別老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人共済組合員期間は、計算の基礎としない。

一 改正前国共済法の規定による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）

二 旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（他の法令の規定によりこれら年金とみなされたものを含む。）

第二十条 削除

第二十一条 平成八年改正法附則第十四条に規定する厚生年金相当給付費用は、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ各年度における当該給付に要する費用の総額に当該年度における当該給付に係る厚生年金相当率を乗じて得た額（二円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額に相当する費用とする。

2 前項の厚生年金相当率は、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 退職共済年金（六十歳（改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金（平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金を含む。）にあつては、退職共済年金特定年齢）以上の者に支給されるものに限る。次号及び第三号において同じ。）（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 平成八年改正法附則第十二条に規定する期間（以下この項及び第五項において「恩給等期間」という。）に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国共済改正法附則第十六条第七項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、昭和六十年国共済改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項又は平成九年改正政令第二十七条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国共済経過措置政令」という。）第十六条第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

二 退職共済年金（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）について平成九年改正政令第五十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額

二 退職共済年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 前号ロの規定の例により計算した額

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

三 減額退職年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 第一号ロの規定の例により計算した額

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。）各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について

ハ 六十五歳以上の各受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）について平成九年改正政令第五十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額

二 退職共済年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 前号ロの規定の例により計算した額

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

三 減額退職年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 第一号ロの規定の例により計算した額

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。）各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について

ハ 六十五歳以上の各受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）について平成九年改正政令第五十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年国民年金等経過措置政令」という。）第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）とを合算した額

二 退職共済年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 前号ロの規定の例により計算した額

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第七号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

三 減額退職年金の受給権者（昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金、各受給権者に係る当該退職共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ 第一号ロの規定の例により計算した額

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額に退職共済年金期間相当率を乗じて得た額

四 障害共済年金（改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）を除く。）各受給権者に係る当該障害共済年金の額から当該各受給権者について

算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法

改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額(昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同条第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第八号の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

五 遺族共済年金(改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。各受給権者に係る当該遺族共済年金の額から当該各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額を控除して得た額の合算額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額(昭和六十年国共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第九号の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

六 退職年金(六十歳以上の者に支給されるものに限り。各受給権者(退職共済年金の受給権者を除く。))について算定したイに掲げる額の合算額に退職年金在職支給率を乗じて得た額と各受給権者(退職共済年金の受給権者に限る。))について算定したロに掲げる額

の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 日本たばこ産業共済組合員期間(改正前国共済法第八十二条に規定する日本たばこ産業共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間(他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間)とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に算入された期間を含む。)
- (2) 日本鉄道共済組合員期間(改正前国共済法第八十二条に規定する日本鉄道共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間(他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間)とみなされた期間、他の法令の規定により当該組合員であった期間に算入された期間を含む。)

第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項(以下この項において「改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項」という。))の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ロ 各受給権者に係る当該退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

(1) 昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額(昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は第三十六条第三項の規定により当該退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ 六十五歳以上の各受給権者について昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額と同号ハの規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))とを合算した額から、第二号ハに掲げる額を控除して得た額

七 減額退職年金(六十歳(昭和六十年国共済改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法附則第十二条の五及び昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第一項の規定による減額退職年金にあつては、減額退職年金特定年齢)以上の者に支給されるものに限り。各受給権者(退職共済年金の受給権者を除く。))について算定したイに掲げる額の合算額と各受給権者(退職共済年金の受給権者に限る。))について算定したロに掲げる額の合算額とを合算した額から、ハに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる減額退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする減額退職年金(昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額

(2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする減額退職年金(昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項並びに改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項及び改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第四項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))

ロ 各受給権者に係る当該減額退職年金の額から、次に掲げる額を合算した額を控除して得た額

イ 恩給等期間に係る部分の額に相当する額

(1) 昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第二項の規定によりその例によるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第三項に規定する額(昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第二項において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第三項又は昭和六十年国共済改正法附則第三十九条において準用する昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第三項の規定により当該減額退職年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ハ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第二号イの規定の例により計算した額の合算額と同号ロの規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))とを合算した額から、第三号ハに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる減額退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

八 通算退職年金 各受給権者について算定したに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる通算退職年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算退職年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十条の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)の百分の百に相当する額

- (2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算退職年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第四十条の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

九 障害年金(旧国共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金を除く。) 各受給権者について算定したに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる障害年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする障害年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第二項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)の百分の百に相当する額

- (2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする障害年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第四十二条第二項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ロ 各受給権者について昭和六十一年国共済等経過措置政令第五十八条第三項第四号イの規定の例により計算した額の合算額と

同号ロ及びハの規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)とを合算した額

十 遺族年金(昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げるものに限り) 各受給権者について算定したに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計算の基礎とする遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号又は第三号の規定の例により計算した額の百分の百に相当する額(その額が、同条第三項の規定の例により計算した額より少ないときは、当該規定の例により計算した額)に同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により計算した額を加算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

- (2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする遺族年金 改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項並びに昭和六十年国共済改正法附則第四十六条第一項第二号及び第三号の規定の例により計算した額(その額が、同条第三項の規定の例により計算した額より少ないときは、当該規定の例により計算した額)に同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により計算した額を加算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

ロ 昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第五号イ及びロの規定の例により計算した額と同号ハ及びニの規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

十一 通算遺族年金 各受給権者について算定したに掲げる額の合算額から、ロに掲げる額を控除して得た額

イ 次に掲げる通算遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 日本たばこ産業共済組合員期間又は日本電信電話共済組合員期間をその額の計

算の基礎とする通算遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十七条の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)の百分の百に相当する額

- (2) 日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とする通算遺族年金 昭和六十年国共済改正法附則第四十七条及び改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

四 前項第一号の退職共済年金特定年齢は、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金の受給権者ごとに、退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から退職共済年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となるように定められるものとする。

一 当該退職共済年金について、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定の例により計算した額に、六十歳となお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額

二 当該退職共済年金に係るなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第三項に規定する額

五 第三項第二号又は第三号の退職共済年金期間相当率は、同項第二号又は第三号に掲げる退職共済年金について、それぞれ当該退職共済年金の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間及び第一号厚生年金被保険者期間並びに恩給等期間を合算した期間の月数の総数を、当該退職共済年金及び当該退職共済年金の受給権者に支給される退職年金又は減額退職年金の額の計算の基礎となったこれらの期間を合算した期間の月数の総数で除して得た率をいう。

六 第三項第六号の退職年金在職支給率は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額を、第四号に掲げる額で除して得た率をいう。

一 厚生年金保険の被保険者(改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの(以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。))に使用される者(施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限り)を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。)

。又は同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)(旧適用法人等適用事業所において同条の厚生労働省令で定める要件に該当する者(施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(施行日の前日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者に限り)を除く。))に限る。以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。)

三 第三項第六号に掲げる給付(退職共済年金の受給権者に支給されるものを除く。以下この項において同じ。)の額のうち、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済法附則第十二条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九号及び第十五条の規定の例により計算した額(第四号において「在職支給停止算定対象額」という。))から、当該給付に係る平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項(平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七

条第一項において準用する平成二十四年一元

化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額の合算額

二 厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者を除く。）に支給される第三項第六号に掲げる給付の額のうち、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計算した額に百分の九十を乗じて得た額から、平成二十七年国共済経過措置政令第四十九号第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七号第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給の停止をするものとする額を控除して得た額の合算額

三 第三項第六号に掲げる給付（前二号に掲げるものを除く。）について、同項第六号イに規定する額を合算した額

四 第三項第六号に掲げる退職年金の額の算定の基礎となつてゐる旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を基礎として計算した在职支給停止算定対象額（当該給付が旧適用法人等適用事業所被保険者以外の厚生年金保険の被保険者又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者以外の七十歳以上の使用される者である間に支給されるものである場合には、平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第五十一条第一項又は第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条の規定の例により計

算した額に百分の九十を乗じて得た額）の合算額
7 第三項第七号の減額退職年金特定年齢は、減額退職年金の支給権者ごとに、減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢から減額退職年金特定年齢に達するまでの期間に相当する年数が、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となるように定められるものとする。

一 当該退職共済年金について、昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項の規定の例により計算した額に、六十歳と旧国共済法附則第十二条の五第一項の表又は第二項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢との差に相当する年数を乗じて得た額
二 当該減額退職年金に係る昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項及び昭和六十年国共済改正法附則第三十三条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第七十九条第二項（旧国共済法附則第十二条の五第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により計算した額又は昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第二項に規定する額

第四章 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に関する経過措置

第二十一条の二 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十三条第四項の規定による支払額に一月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。
（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替等）

第二十二条 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を

有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十組合員期間を六条第一項	旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を
組合員期間旧適用法人施行日前期間、旧組合員期間適用法人施行日前期間以外、組合員期間以外	旧適用法人施行日前期間、旧適用法人施行日前期間、旧組合員期間適用法人施行日前期間以外

退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき	六十歳に達したとき
退職した後に六十歳に達したとき	六十歳に達したとき

退職した後に退職したとき	退職したとき
退職した後に退職したとき	退職したとき

附則第十二条を三	旧適用法人施行日前期間（旧適用法人施行日前期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでのものに限る。）を含む。）を
附則第十二条を三	旧適用法人施行日前期間（旧適用法人施行日前期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでのものに限る。）を含む。）を

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

附則第十二条	旧適用法人施行日前期間
附則第十二条	旧適用法人施行日前期間

2 平成八年改正法附則第十五条第一項の規定によりなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の退職共済年金の支給要件に関する規定を適用する場合には、昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項中「組合員期間等が二十五年未満」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等（旧適用法人施行日前期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）、旧適用法人施行日前期間以外の国民年金

法第五條第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。」が二十五年未満」と、「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」と、「組合員期間等が二十五年以上」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等が二十五年以上」と、同条第二項から第四項までの規定中「組合員期間等」とあるのは「旧適用法人施行日前期間等」とする。

3 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における平成八年改正法附則第十五條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二條の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十五條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二條の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え）

第二十三條 平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十條第一項	組合員又は厚生年金保険の被保険者であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数
第七十條第一項	組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数

第七十條第一項	組合員又は厚生年金保険の被保険者であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数
第七十條第一項	組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数

第七十條第一項	組合員又は厚生年金保険の被保険者であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数
第七十條第一項	組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）の月数

<p>附則 第二 項</p>	<p>組合員期間 旧適用法人施行日前期間の月 数を</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>平成八年改正法第二条の規定に よる改正前の共済法第三条の規 定によつて組織された共済組合 の組合員であつたもの</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続 厚生年金期間を含む。）</p>	<p>旧適用法人施行日前期間（継続 厚生年金期間を含む。）</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>	<p>厚生年金期間を含む。</p>
<p>附則 第二 項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行及び国 家公務員の退職給付の給付水準 の見直し等のための国家公務員 退職手当法等の一部を改正する 法律の一部の施行に伴う国家公 務員共済組合法による長期給付 等に関する経過措置に関する政 令（平成二十七年政令第三百四 十五号。以下「平成二十七年国 共済経過措置政令」という。） 第十八条第一項の規定により読 み替えられた平成二十四年一元 化法附則第三十七条第四項の規 定により適用するものとされた 厚生年金保険法第四十六条第一 項（平成二十七年国共済経過措 置政令第三十七条第一項の規定 により読み替えられた平成二十 四年一元化法附則第三十七条第 一項において準用する平成二十四 年一元化法附則第十四条第一項 の規定により読み替えて適用す る場合を含む。）</p>	<p>險者の資格を喪失するまでの間 のものに限る。）を含む。）を基 礎として算定した国家公務員等 共済組合法等の一部を改正する 法律</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>
<p>附則 第二 項</p>	<p>四項の規定 により加算 された金額 に相当する 部分に」と 、同項第一 号中「加算 される金額 を」とある のは「加算 される金額 並びに国家 公務員等共 済組合法等 の一部を改 正する法律 附則第十六 条第一項又 は第四項の 規定により 加算された 金額を」と 、共済法第 八十条第一 項</p>	<p>（以下「経過 的加算額」と いう。）を 除く。）と あるのは「 加算額」と する</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>
<p>附則 第二 項</p>	<p>四年一元化法附則第十四条第一 項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。）</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>	<p>附則 第二 項</p>

法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年国共済改正法」という。）附則第十一条第一項、第十二条第一項及び第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則 第十 第一 項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次条第一項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による	、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の法をいい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下この項及び次条第一項において同じ。）	（法） 並びに法	附則として法	第十 第一 項
---------------------	---	---	-------------	--------	---------------

附則 第十 第二 項	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による	附則として法	第十 第二 項	附則として法
附則 第十 第一 項	従前額改定率（国民年金法等を乗じて得たの）の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第十二条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た金額に	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十三号）第四十三條の二から第四十三條の五まで	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る	法第七十二条同条（平成九年経過措置政令の三（法第七十二条第六條第一項の規定による）の四から読み替えられた同法第四十三條の三から第四十三條の五の六まで	当該各号に定まる率とする。
附則 第十 第一 項	従前額改定率（国民年金法等を乗じて得たの）の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第十二条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た金額に	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十三号）第四十三條の二から第四十三條の五まで	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る	法第七十二条同条（平成九年経過措置政令の三（法第七十二条第六條第一項の規定による）の四から読み替えられた同法第四十三條の三から第四十三條の五の六まで	当該各号に定まる率とする。

附則 第十 第二 項	物価変動率が	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、名目手取り賃金変動率をいう。以下この項及び第一項において「物価変動率」という。）が一を下回る	法第七十二条の四（法第七十二条の六）	附則として法	第十 第二 項
附則 第十 第一 項	物価変動率が	平成九年経過措置政令第二十条の三から第七六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、名目手取り賃金変動率をいう。以下この項及び第一項において「物価変動率」という。）が一を下回る	法第七十二条の四（法第七十二条の六）	附則として法	第十 第一 項

附則 第十 第二 項	名目手取り賃金変動率	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、なお効力を有する改正前国共済令（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。以下同じ。）（第十一條の七の八及び第十一條の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	附則として法	第十 第二 項
附則 第十 第一 項	名目手取り賃金変動率	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、なお効力を有する改正前国共済令（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）をいう。以下同じ。）（第十一條の七の八及び第十一條の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	附則として法	第十 第一 項

<p>第一 国家公務法（被用者年金制度の一元化等を 員共済組図るための厚生年金保険法等の一 合法（以部を改正する法律（平成二十四年 下「法」法律第六十三号。以下「平成二十 四年一元化法」という。）附則第 三十七條第一項の規定によりな その効力を有するものとされた平 成二十四年一元化法第二條の規定 による改正前の国家公務員共済組 合法をいい、厚生年金保険法等の 一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令（平成九年 政令第八十五号。以下「平成九年 経過措置政令」という。）第二十 三條第一項の規定により読み替え られた規定にあつては同項の規定 による読み替え後のものとする。以 下同じ）</p>	<p>第十法第七十 平成一項の規定により読み替えられ の七項（法第九條第六項の規定により読み替えられ の二八七七條項（平成九年経過措置政令第二十 六條第一項の規定により読み替え られた同法第五十四條第三項 第十條の 九年政令第十号）第三條の五第 一項の規定する厚生労働大臣が の三財務大臣 同項の規定する厚生労働大臣が 第一が</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>	<p>六十 十年</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>
<p>第三項 第十條第四十三 第四十三條第二項及び第三項</p>	<p>第二十五 第四十八條の二の規定によりその 条において例によることとされる被用者年金 て準用する制度の一元化等を図るための厚生 法第七條年金保険法等の一部を改正する法 十七條法律の施行及び国家公務員の退職給 付の給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一部を 改正する法律の一部の施行に伴う 国家公務員共済組合法による長期 給付等に関する経過措置に関する 政令（平成二十七年政令第三百四 十五号。以下「平成二十七年国共 済経過措置政令」という。）第十 八條第一項の規定により読み替え られた同法第四十八條の二の規定 によりその例によることとされる 平成二十四年一元化法附則第三 七條第四項の規定により適用す るものとされた厚生年金保険法第 十三條第三項</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>	<p>六十 十年</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>
<p>止前農林共済法第三十七條第二 及び第三項</p>	<p>第十條組合員若 厚生年金保険の被保険者（当該被 の十組合員であつた者が生じた退職共済年金又は 第一つた者が障害共済年金の受給権者である場 合にあつては、厚生年金保険法等 の一部を改正する法律（平成八年 法律第八十二号。以下「平成八年 改正法」という。）第二條の規定 による改正前の国家公務員等共済 組合法（以下「改正前国共済法」 という。）第二條第一項第七号に 規定する適用法人又は改正前国共 済法第十一條の六第一項に規定 する指定法人の事業所又は事務所 のうち厚生年金保険法第六條第一 項又は第三項に規定する適用事業 所であるものに使用されるものに 限る。以下この項において同じ。） 若しくは厚生年金保険の被保険者 であつた者が</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>	<p>六十 十年</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>
<p>第九十二 條第一項</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>	<p>六十 十年</p>	<p>第十條の申出 に規定する支給繰下げの申出（平 成九年経過措置政令第二十六條第 一項の規定により読み替えられた 厚生年金保険法第四十四條の第三 五項の規定により法第七十八條の 二第一項の申出があつたものとみ なされた場合における当該申出を 含む。第四項において同じ。）</p>

<p>第六十條第四項及び第七項</p> <p>共済法第九年経過措置政令第二十六條第七十九條第一項の規定により読み替えられ第六項若しくは第七項又は平成二十七年国共済経過措置政令第二十四條第七項</p>	<p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p>	<p>第七項</p> <p>共済法第九年経過措置政令第二十六條第七十九條第一項の規定により読み替えられ第六項若しくは第七項又は平成二十七年国共済経過措置政令第二十四條第七項</p>	<p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p>	<p>第七項</p> <p>共済法第九年経過措置政令第二十六條第七十九條第一項の規定により読み替えられ第六項若しくは第七項又は平成二十七年国共済経過措置政令第二十四條第七項</p>	<p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p>
<p>第七項</p> <p>共済法第九年経過措置政令第二十六條第七十九條第一項の規定により読み替えられ第六項若しくは第七項又は平成二十七年国共済経過措置政令第二十四條第七項</p>	<p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p> <p>算定した額(平成九年経過措置政令第七十九條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九年経過措置政令第二十四條第七項)</p>				

7 平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付については、国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第五十六号)附則第三條の規定を適用する。この場合において、同条中「組合員期間」とあるのは、「旧適用法人施行日前期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）」とする。

8 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五条第一項及び第二項、第十八条、第十九条並びに第四十九条を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條第一項厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の	第五條第一項厚生年金保険の被保険者（厚生年金共済組合（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）第二
---	---

うち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。以下この項において「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）

組合員厚生年金保険の被保険者（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）又は七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）である

第五組員旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四條第二項に力をもをいう。以下同じ。）（平成九年三月改訂の改訂三十一日において平成八年改正法附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する第三十條の旧適用法人施行日前期間に引八條第一項に規定する適用事業所である組合員（平成八年改正法附則第四條の組合員）の資格を有する者（当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間をいう。被保険者の資格を喪失するまでの間をいう。）を包含する。）を包含する。）	第十四條（な）お効規定する旧適用法人施行日前期間（平成九年三月改訂の改訂三十一日において平成八年改正法附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する第三十條の旧適用法人施行日前期間に引八條第一項に規定する適用事業所である組合員（平成八年改正法附則第四條の組合員）の資格を有する者（当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間をいう。被保険者の資格を喪失するまでの間をいう。）を包含する。）を包含する。）
---	--

第六組員旧適用法人施行日前期間が

組合員旧適用法人施行日前期間（厚生年金共済法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十四條第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）の

第七組員旧適用法人施行日前期間を有する者（若しくは）

第七組員旧適用法人施行日前期間が	第七組員旧適用法人施行日前期間を有する者（若しくは）
------------------	----------------------------

第八組員旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）

第九組員旧適用法人施行日前期間

第十組員旧適用法人施行日前期間

第九組員旧適用法人施行日前期間	第十組員旧適用法人施行日前期間
-----------------	-----------------

旧適用法人施行日前期間（平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続き厚生年金共済法の被保険者期間（平成八年改正法附則第四條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間をいう。）を包含する。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額（平成十二年国共済改正法附則第十一條第一項第一号の規定による金額を算定する場合に限る。）については、第一項（同項の表第七十七條第一項の項、第七十七條第二項の項、第八十二條第一項、第二項及び第四項の項、第八十九條第一項及び第三項の項及び附則第十二條の四の第二項の項に限る。）並びに平成十二年国共済改正法附則第十一條第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成十二年国共

濟改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第七十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の附則第二十四条第二項に規定する計算</p>	<p>第七十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の附則第二十四条第二項に規定する計算</p>	<p>掛金(基準日前継続厚生年金期間)に於ては、厚生年金保険の保険料</p>	<p>第七十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の附則第二十四条第二項に規定する計算</p>
<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>10 旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む。)の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額(平成十二年国共済改正法附則第十一條第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。)については、第一項(同項の表第七十七條第二項の項及び附則第十二條の四の二第二項の項に限る。)及び平成十二年国共済改正法附則第十一條第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>
<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>掛金 厚生年金保険の保険料 標準報酬月額(厚生年金保険法第九十條に規定する標準報酬月額)と標準賞与額とを合算した額(以下同じ。)の計算</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>
<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>	<p>第九十組 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の附則第九</p>

第八十組 間 員 期	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が
第二組 間 員 期	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が
第一組 間 員 期	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が	組合旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)が
附則第九 項 の 九	附則第九項の九	附則第九項の九

日前である者に支給する改正前国共済法による年金たる給付の額(平成十二年国共済改正法附則第十二条第一項第二号の規定による金額を算定する場合に限る。)については、第一項(同項の表第七十二条の二の項、第七十七条第一項の項、第七十七条第二項の項及び附則第十二条の四の二第二項の項に限る。)及び平成十二年国共済改正法附則第十二条第六項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十組合員期基準日後継続厚生年金期間(平成九年三月三十一日において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。))附則第八條第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間(平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。)に引き続き厚生年金保険の被保険者期間(平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの当該被保険者期間(以下「継続厚生年金期間」という。)に限る。)のうち平成十五年四月一日以後のものをいう。以下同じ)の計算

第七十組合員期 間 員 期	組合員期基準日後継続厚生年金期間の月数	組合員期基準日後継続厚生年金期間の月数
第七十退職共済 年 金	移換給付を除く。	移換給付を除く。
附則第九項 の 九	附則第九項の九	附則第九項の九

じ、それを改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則別表の上欄各号に定めて掲げる期間の区分に応じてその率(以下「再評価率」という。))

2 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における同条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法施行法の規定の適用については、前条第二項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。))と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における同条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前条第三項の表附則第十六條第一項第一号の項及び同表附則第二十一條の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。))と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における前条第五項の規定により適用するものとされたなお効力を有する改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六條の四第二項の項及び同表附則第二十七條の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。))と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令(第二十條を除く。)の規定(当該給付の費用に係る規定を除く。)の適用については、同項の表第十三條第一項第二号及び第三項並びに第十五條第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。))と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における前条第九項の規定により読み替えるものとされた平成十二年国共済改正法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十七條第一項の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。))であつて」と読み替えるものとする。

7 平成八年改正法附則第十六條第十二項に規定する場合における前条第十項の規定により読み替えるものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の規定の適用につ

12 旧適用法人施行日前期間(継続厚生年金期間を含む)の全部又は一部が平成十五年四月一

附則第百六十八号第一項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項	第四項
<p>る場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p>																						
第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	第二十三号
<p>平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付については、昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十号を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる昭和六十一年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																						
第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	第二十三号
<p>受給権者（その他障害（共済法第三十条第二項に規定するその他障害をいう。）に係る傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五十一条に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）と保険料免除期間（同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たない者（当該初診日が令和八年四月一日前にある場合にあつては、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないものを除く。）を除く。）であつて</p>																						
第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	第二十三号
<p>平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付については、平成二十七年国共済経過措置政令（第十五号、第十八号、第十九号及び第四十九号を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																						

平成二十七年国共済経過措置政令(第十五条、第十八条、第十九条及び第四十九条を除く。)の長期給付に関する規定を適用する場合に、次の表の上欄に掲げる平成二十七年国共済経過措置政令の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九
第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九
第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九
第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九

6 平成八年改正法附則第十六条第三項に規定する年金たる給付については、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第十六条第二項、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第十四条第二項及び日本国国鉄道改革法等施行法附則第十七条第二項の規定を適用する。

(日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員期間を有する者に支給する退職共済年金等の特例に関する経過措置)

第二十五条 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。次項、第四項及び第五項において同じ。)については、改正法前国共済法附則第二十条の第二第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年改正法附則第十八条第二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給する」と読み替えるものとする。

2 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成八年改正法附則第七十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十号第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道共済組合(新法第八号第二項に規定する日本鉄道共済組合(新法第八号第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。))」又は日本たばこ産業共済組合(同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。)が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち、平成二年四月一日以前退職した者に係る退職共済年金、同日以前改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る

遺族共済年金については、平成八年改正法附則第七十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成元年法律第九十三号。以下「改正前平成元年国共済改正法」という。)附則第八号第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合(法第八号第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。))が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と、「法による平均標準報酬月額」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。))第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額」と、「法第七十七号第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令附則第八号第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合(法第八号第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下この条において同じ。))が支給する」とあり、並びに同項及び同条第二項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

5 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

6 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。))については、改正前平成元年国共済改正法附則第八号第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「日本たばこ産業共済組合が支給する」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた」と読み替えるものとする。

7 平成八年改正法附則第十六条第二項に規定する年金たる給付(日本たばこ産業共済組合員期間又は日本鉄道共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。))については、平成九年改正政令第二十七条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。次項において「平成八年改正法」という。))附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付(日本鉄道共済組合に係るものに限る。）」と、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金」とあるのは、「平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧共済法による年金たる給付(日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

第二十六条 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる法令の規定、在職支給停止に関する規定(厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第四項から第六項まで並びに第二十六条の規定をいう。以下この項及び第三項において同じ。)、厚生年金保険法の施行令(昭和二十九年政令第十号)第三条の

規定等(の読み替へ等)

厚生年金保険法第三十九条第一項	厚生年金保険法第三十九条第一項	国民年金法第十二条第三項	国民年金法第十二条第三項
甲年金の受給権	乙年金の受給権者	保険給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以下「移換給付」という。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者	保険給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を含む、
甲年金の受給権	甲年金（移換給付を含む。以下この項において同じ。）の受給権		四、第三条の四の二及び第三条の六の二の規定並びに国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号。以下この項において「改定率改定政令」という。）別表第二の規定とし、平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、これらの規定（在職支給停止に関する規定を除く。）を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

厚生年金保険法第三十九条第二項	厚生年金保険法第三十九条第二項	厚生年金保険法第三十九条第三項	厚生年金保険法第三十九条第三項
再評価率	再評価率	の受給権者	の受給権者
再評価率	再評価率	（移換給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者	（移換給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者
再評価率	再評価率		

厚生年金保険法第三十九条第二項第二号	厚生年金保険法第三十九条第二項第二号	厚生年金保険法第三十九条第二項第二号	厚生年金保険法第三十九条第二項第二号
標準報酬	標準報酬	標準報酬（当等の額）	標準報酬（当等の額）
標準報酬	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
標準報酬	標準報酬		

厚生年金保険法第三十九条第四項及び第三項	厚生年金保険法第三十九条第四項	厚生年金保険法第三十九条第四項	厚生年金保険法第三十九条第四項
標準報酬	標準報酬	受給権者	受給権者
標準報酬	標準報酬	移換給付の受給権者	移換給付の受給権者
標準報酬	標準報酬		

厚生年金保険法第四十六條	厚生年金保険法第四十四條第三項	厚生年金保険法第三十五條
<p>第四十四條第一項 老齢厚生年金に ついては、同項 平成八年改正法附則第十六 条第一項に規定する年金たる給 付のうち退職共済年金につい ては、なお効力を有する平成 二十四年一元化法改正前国共 済法第七十八條第一項</p>	<p>当該老齢厚生 年金 同項の申出を 他の年金たる 給付</p> <p>な お効力を有する平成二十四 年一元化法改正前国共済法第 七十八條の二第一項の申出を 平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち退職共済年金につい ては、なお効力を有する平成 二十四年一元化法改正前国共 済法第七十八條第一項</p>	<p>第一項 な お効力を有する平成二十四 年一元化法改正前国共済法第 七十八條の二第一項</p>

厚生年金保険法第六十一條	厚生年金保険法第六十五條第二號	厚生年金保険法第四十五條第三項	厚生年金保険法第六項
<p>受給権者</p>	<p>遺族厚生年金</p> <p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p> <p>な お効力を有する平成二十四 年一元化法改正前国共済法第 八十八條第一項の規定により 当該遺族共済年金を受けるこ とができる遺族（配偶者を除 く。）</p>	<p>年金たる給付</p> <p>年金たる給付又は移換給付</p>	<p>第四十六條第 六項 障害厚生年金に ついて、第四十 七條第一項ただ し書の規定は、 前項ただし書の 場合</p> <p>平成九年経過措置政令第二十 六條第一項の規定により読み 替えられた第四十六條第六項 障害厚生年金に ついて、第四十 七條第一項に規定する年金たる給 付のうち障害共済年金</p>

厚生年金保険法第六十六條第一項	厚生年金保険法第五十六條第二項	厚生年金保険法第一項
<p>遺族厚生年金</p> <p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p>	<p>遺族厚生年金 被保険者又は被 保険者</p> <p>平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金</p> <p>旧適用法人共済組合（平成八 年改正法附則第三條第八號に 規定する旧適用法人共済組合 をいう。以下同じ。）の組合 員又は旧適用法人共済組合の 組合員</p>	<p>祖父母</p> <p>年金の額を改定 する</p> <p>平成九年経過措置政令第二十 三條第一項の規定により読み 替えられたなお効力を有する 平成二十四年一元化法改正前 国共済法第八十九條第五項の 規定を適用する</p> <p>祖父母（なお効力を有する平 成二十四年一元化法改正前国 共済法第八十一條第二項に規 定する障害等級の一級又は二 級に該当する障害の状態にあ る夫、父母又は祖父母を除 く。以下この条において同 じ。）</p>

厚生年金保険法第八十六條第一項	厚生年金保険法第七十六條第一項	厚生年金保険法第六十六條第二項
<p>遺族厚生年金は 当該遺族共済年金は</p>	<p>遺族厚生年金の 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金の</p>	<p>被保険者</p> <p>遺族厚生年金は 平成八年改正法附則第十六條 第一項に規定する年金たる給 付のうち遺族共済年金の 当該遺族共済年金の</p>

第四の条七十第則附法險保年金生厚	項三第條八十六第法險保年金生厚	項二第條八十六第法險保年金生厚
旧国家公務員共済組合法(被用者年金制度)の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)以下「平成二十四年一元化法」という。附則第四第十号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この	旧国家公務員共済組合法(被用者年金制度)の一元化等を施行する旧適用法人施行日前期間(平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下この項において同じ。)の平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替へられた国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)以下「平成十二年法律第二十一号」という。附則第四第十号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この	遺族厚生年金 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
	同条第一項 第六十一条第一項	遺族厚生年金 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金

改法化元一年四十二成平るす有を力効おな	項五
遺族厚生年金	項及び附則第十七条の九第四項において同じとなる標準報酬の月額
遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十条の規定によりその金額が加算された遺族共済年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に限る。)	同項及び平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替へられた平成十二年改正法附則第二十条第一項及び平成十二年改正法附則第四十条による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九当該旧適用法人施行日前期間に、標準報酬月額に、被保険者

条五十二第法濟共学私前正改法化元一年四十二成平るす有を力効おな	項二第六の條九十九第法濟共地前正
号一第項一第條四十七第 すと由事付給を職(退)付給るあで金年るよに法合組濟共等員務公方地 るす給支が合組濟共くづ基に律法その他	
号第一條第十第 年共遺付るで年よ法び付るで年す由付を(付るで年よ法組共員務公方地 金濟族で給あ金るに同及給あ金ると事給(給あ金るに合濟等員務公方他 八平以号十第法八(平)法す改部の法保年給(給あ金るに合濟等員務公方他 年成下。二八律年成律的正を一等險金生付るで年す支合濟く基律の	

歳五十六が者権給受の(そ)のもるす当相に金年濟共族遺で付給るあで金年るよに法同及び付給るあで金年る	給あ金るに濟員教學私(除)限のるて達歳十が権受(その)る當に 付るで年よ法共職校立、くをるにもいしに五六者給(その)もす相 じてお条び条こ以むを給た年れともす支府る者実險金生りに規項第六附うと法改 (。同いに次及の下。含付る金たさのる給が政た施の保年厚よ定の三条十則)い正
---	---

地方公務員等共済組合法の一部を改	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）附則第二十八条第一項の規定によりその額が加算された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による遺族共済年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律
	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）附則第二十八条第一項の規定によりその額が加算された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による遺族共済年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律
	遺族厚生年金	遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）附則第二十八条第一項の規定によりその額が加算された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による遺族共済年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定に	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定に	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定に	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定に

私立学校教職員共済法第一号	私立学校教職員共済法第一号	私立学校教職員共済法第一号	私立学校教職員共済法第一号

第二項第二条第十則附法正改済共国年十六和昭たれさとのもるよに例のそりよに定規の二の条八十四第

第令行施法險保年金生厚	項一第の条三第令行施法險保年金生厚	項四第にび並号三第び及号
<p>法第四十六條第一項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六條第一項</p>	<p>法第四十六條第一項</p>
<p>項一第条四第令政定改率定改</p>	<p>法第五十四條第三項 平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた法第五十四條第三項</p>	<p>法第四十六條第六項 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六條第一項の規定により読み替えられた法第四十六條第六項</p>
<p>項一第表別令政定改率定改</p>	<p>同法別表 平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別表</p>	<p>同法別表 平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別表</p>
<p>第一第表別令政定改率定改</p>	<p>附則第二十一条及び第二項 附則別表第一 定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二二）</p>	<p>同条第三項 平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六條第三項</p>

第一号	改正率	改定	政令別表第一第二号から第十号まで
被保険者			
旧適用法人共済組合の組合員			

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。第三十五条第二項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の九の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十六条第二号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。この場合において、同令第三条の九の二第三号中「障害年金」とあるのは、「障害年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む）」と読み替えるものとする。

3 平成八年改正法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付について、在職支給停止に関する規定を適用する場合においては、

平成二十七年国共済経過措置政令第十八条（同条第一項の改正後厚生年金保険法第四十六条第五項の項及び改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項の項から改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六條第四項の項までに係る部分に限る。）及び第四十九條の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号 国家第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第八十二条）以下「平成八年改正法の改正前の国家公務員等共済組合法第二外部分員」は同法第七号に規定する適用法人又は同法第七号に規定する適用法人の指定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六号第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）に限る。）若しくは同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所に使用される同条に規定する七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するもの）のうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者（以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である。	第一号 国家第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第八十二条）以下「平成八年改正法の改正前の国家公務員等共済組合法第二外部分員」は同法第七号に規定する適用法人又は同法第七号に規定する適用法人の指定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六号第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）若しくは同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所に使用される同条に規定する七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するもの）のうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者（以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である。
--	--

第一号 国家第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に被保険者に限る。）若しくは同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者（以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である。	第一号 国家第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第八十二条）以下「平成八年改正法の改正前の国家公務員等共済組合法第二外部分員」は同法第七号に規定する適用法人又は同法第七号に規定する適用法人の指定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六号第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）若しくは同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（旧適用法人等適用事業所に使用される同条に規定する七十歳以上の使用される者（同月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該被保険者の資格を同法第十四条第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するもの）のうち、同月三十一日以前の日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用されるものを除く。）である。
---	---

第一号 国家第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に被保険者に限る。）若しくは同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者（以下「七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者」という。）に限る。）である。	第一号 国家第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第八十二条）以下「平成八年改正法の改正前の国家公務員等共済組合法第二外部分員」は同法第七号に規定する適用法人又は同法第七号に規定する適用法人の指定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六号第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）である。
---	--

<p>員共三月三十一日以前の日から引き続き被 済組保険者の資格を有していた者であつ 合のて、当該被保険者の資格を第十四条第 組合五号に該当したことにより喪失した日 から引き続き第二十七条の厚生労働省 令で定める要件に該当するもの ち、同月三十一日以前の日から引き続 き旧適用法人等適用事業所に使用され るものを除く。）</p>	<p>第四第二号厚生年金被保険者（旧適用法人 （同生年 項の金被 表以保 外の者 部分 に限</p>	<p>第四第二号厚生年金被保険者（厚生年金保 項の号厚 表第生 項の金被 表以保 外の者 部分 に限</p>	<p>第五第二号厚生年金被保険者（旧適用法人 項の金被 表以保 外の者 部分 に限</p>	<p>第六第一号厚生年金被保険者（旧適用法人 項の金被 表以保 外の者 部分 に限</p>
<p>外の保 部分者 に限</p>	<p>第六第一号厚生年金被保険者（厚生年金保 項の号厚 表第生 項の金被 表以保 外の者 部分 に限</p>	<p>（平成八年改正法附則第十六条第十一項の規定 において準用する厚生年金保険法第七十八条の 十の規定の読替え） 第二十六條の二 平成八年改正法附則第十六条第 一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給 権者について同条第十項の規定により厚生年 金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合 においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>第七十八條の二 平成八年改正法附則第六條の規 定は、第七十八條の六第一項及び第二項 の規定により改定されたとき 第四十三條 第一項の規 定</p>	<p>第七十八條の二 平成八年改正法附則第六條の規 定は、第七十八條の六第一項及び第二項 の規定により改定されたとき 第四十三條 第一項の規 定</p>
<p>法等の一部を改正する法律（平 成二十四年法律第六十三号）附 則第三十七條第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された同法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百十八 号）をいう。以下この項におい て同じ。）による退職共済年金を 含む。及び国家公務員等共済組 合法等の一部を改正する法律 （昭和六十年法律第五号）第一 條の規定による改正前の国家公 務員等共済組合法（以下「旧国 共済法」という。）による退職年 金、減額退職年金及び通算退職 年金（以下この項において「改 正前国共済法による退職共済年 金等」という。）の受給権者</p>	<p>法等の一部を改正する法律（平 成二十四年法律第六十三号）附 則第三十七條第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された同法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百十八 号）をいう。以下この項におい て同じ。）による退職共済年金を 含む。及び国家公務員等共済組 合法等の一部を改正する法律 （昭和六十年法律第五号）第一 條の規定による改正前の国家公 務員等共済組合法（以下「旧国 共済法」という。）による退職年 金、減額退職年金及び通算退職 年金（以下この項において「改 正前国共済法による退職共済年 金等」という。）の受給権者</p>	<p>法等の一部を改正する法律（平 成二十四年法律第六十三号）附 則第三十七條第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された同法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百十八 号）をいう。以下この項におい て同じ。）による退職共済年金を 含む。及び国家公務員等共済組 合法等の一部を改正する法律 （昭和六十年法律第五号）第一 條の規定による改正前の国家公 務員等共済組合法（以下「旧国 共済法」という。）による退職年 金、減額退職年金及び通算退職 年金（以下この項において「改 正前国共済法による退職共済年 金等」という。）の受給権者</p>	<p>法等の一部を改正する法律（平 成二十四年法律第六十三号）附 則第三十七條第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された同法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百十八 号）をいう。以下この項におい て同じ。）による退職共済年金を 含む。及び国家公務員等共済組 合法等の一部を改正する法律 （昭和六十年法律第五号）第一 條の規定による改正前の国家公 務員等共済組合法（以下「旧国 共済法」という。）による退職年 金、減額退職年金及び通算退職 年金（以下この項において「改 正前国共済法による退職共済年 金等」という。）の受給権者</p>	<p>法等の一部を改正する法律（平 成二十四年法律第六十三号）附 則第三十七條第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された同法第二條の規定による 改正前の国家公務員共済組合法 （昭和三十三年法律第二百十八 号）をいう。以下この項におい て同じ。）による退職共済年金を 含む。及び国家公務員等共済組 合法等の一部を改正する法律 （昭和六十年法律第五号）第一 條の規定による改正前の国家公 務員等共済組合法（以下「旧国 共済法」という。）による退職年 金、減額退職年金及び通算退職 年金（以下この項において「改 正前国共済法による退職共済年 金等」という。）の受給権者</p>
<p>給すべき事 由が生じた 場合その他 の政令で定 める場合に あつては、 政令で定め る期間）及 び改定又は 決定後の標 準報酬を老 齡厚生年金 改定する。</p>	<p>給すべき事 由が生じた 場合その他 の政令で定 める場合に あつては、 政令で定め る期間）及 び改定又は 決定後の標 準報酬を老 齡厚生年金 改定する。</p>	<p>給すべき事 由が生じた 場合その他 の政令で定 める場合に あつては、 政令で定め る期間）及 び改定又は 決定後の標 準報酬を老 齡厚生年金 改定する。</p>	<p>給すべき事 由が生じた 場合その他 の政令で定 める場合に あつては、 政令で定め る期間）及 び改定又は 決定後の標 準報酬を老 齡厚生年金 改定する。</p>	<p>給すべき事 由が生じた 場合その他 の政令で定 める場合に あつては、 政令で定め る期間）及 び改定又は 決定後の標 準報酬を老 齡厚生年金 改定する。</p>

七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七條第二号中「を適用した」としたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一條第二項の規定を適用した」としたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二條第一項において「従前額改定率（次條第二号において「一・〇三九五二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇）」と、平成十二年国共済改正政令附則第八條第一項第二号中「を適用した」としたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一條第二項の規定を適用した」としたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一・〇三九五二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇）」とする。

第五章 費用の負担に関する経過措置（積立金の算定）

第二十八條 平成八年改正法附則第十九條の規定により存続組合又は指定基金が厚生年金保険の管掌者たる政府に納付すべき金額は、次に掲げる額を合算した額を基礎として、それぞれ当該存続組合又は当該指定基金について厚生労働大臣が定める額とする。

一 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に係る旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額（昭和六十年国共済改正法附則第九條第一項、第三項又は第五項（同項に基づく命令を含む。）の規定が適用される場合にあつては、これらの規定により計算した額とする。次号において同じ。）を基礎として算定した場合における当該年金たる給付に要する費用（第二十一條第三項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する部分に限

る。）の施行日の前日における現価に相当する金額の総額

二 厚生年金保険法による年金たる保険給付（旧適用法人被保険者期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）であつて老齢を支給事由とするもの（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に係る旧適用法人被保険者期間の各月の標準報酬月額を基礎として算定した場合における当該年金たる保険給付に要する費用の施行日の前日における現価に相当する金額の総額

第二十九條 存続組合又は指定基金は、納付期間（平成九年度から起算して二十年を超えない範囲内において、それぞれ当該存続組合又は当該指定基金ごとに社会保険庁長官が定める年度までの間をいう。以下この条において同じ。）の各年度において、当該年度の四月七日（日曜日）に当たるときは四月八日と、金曜日又は土曜日に当たるときは四月六日とし、平成九年度にあつては社会保険庁長官が定める日とする。第二項及び第三項において「納付日」という。）に、当該存続組合又は当該指定基金に係る前条の厚生労働大臣が定める額の全部又は一部を厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。この場合において、その一部につき納付するときは、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回つてはならない。

一 前条の厚生労働大臣が定める額のうち、平成九年度から当該年度までの間に、当該存続組合又は当該指定基金が厚生年金保険の管掌者たる政府に納付した額（次項に規定する利子に相当する額を除く。）の総額

二 当該存続組合又は当該指定基金に係る前条の厚生労働大臣が定める額を当該存続組合又は当該指定基金に係る納付期間の年度の数で除して得た額に、平成九年度から当該年度までの期間の年度の数に乗じて得た額

存続組合又は指定基金は、納付期間の各年度において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（平成九年度にあつては、第一号に掲げる額とする。）に係る前年度の納付日（平成九年度にあつては施行日とする。次項において同じ。）の翌日から当該年度の納付日までの期間に於する利子に相当する額を、厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

一 当該存続組合又は当該指定基金に係る前条の厚生労働大臣が定める額

二 前条の厚生労働大臣が定める額のうち、平成九年度から当該年度の前年度までの間に於いて、当該存続組合又は当該指定基金が前項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府に納付した額の総額

三 前項の利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、厚生年金保険事業の財政の安定に配慮して、厚生労働大臣が定める率とする。

四 第一項及び第二項の規定により存続組合又は指定基金が厚生年金保険の管掌者たる政府に行う納付については、これらの規定により難しい事情がある場合は、これらの規定にかかわらず、社会保険庁長官が財務大臣と協議して定めるところによる。

第三十條 存続組合又は指定基金は、毎年度、次に掲げる額を合算した額（以下「職域等費用」という。）の見込額を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

一 当該年度における平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額から、次に掲げる額を合算した額を控除した額

イ 当該年度における当該給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）の受給権者に係る平成八年改正法附則第十四條に規定する厚生年金相当給付費用の額

ロ 当該年度における当該給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に係る昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十六條第一項に規定する費用の額

二 当該年度における平成八年改正法附則第十六條第九項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（当該存続組合又は当該指定基金に係るものに限る。）に要する費用の額

三 前項の職域等費用の見込額は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

四 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた職域等費用の見込額が当該年度における当該年金

たる給付の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における当該年金たる給付の支払に支障が生ずると認めるときは、第一項の職域等費用の見込額を変更することができる。

四 前項の規定により厚生労働大臣が職域等費用の見込額を変更したときは、存続組合又は指定基金は変更後の職域等費用の見込額から第二項の規定により厚生労働大臣が定めた職域等費用の見込額を控除して得た額を、厚生労働省令の定めるところにより厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

五 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、財務大臣に協議しなければならない。

六 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の職域等費用の見込額を定めるときは、又は第三項の規定により第一項の職域等費用の見込額を変更しようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十一條 存続組合又は指定基金は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の見込額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額に満たないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その満たない額の職域等費用を翌々年度までに厚生年金保険の実施者たる政府に納付しなければならない。

二 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度において存続組合又は指定基金が前条第一項又は第四項の規定により納付した職域等費用の額を合算した額が当該年度における同条第一項に規定する職域等費用の額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その超える額を翌々年度までに同項の規定により当該存続組合又は当該指定基金が納付すべき職域等費用に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

三 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十二條 平成八年改正法附則第三十四條第二項の規定により読み替えられた国民年金法第九十四條の第三項に規定する保険料・拠出金算定対象額に乘する率は、存続組合又は指定基金

<p>第十二各年金保険者存続組合（厚生年金保険法第一項各等）</p> <p>（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）</p>	<p>第十一各年金保険者存続組合又は指定基金の四たる共済組合等</p> <p>（平成八年改正法）</p> <p>（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）</p>	<p>ごとに、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合算した数に十二を乗じて得た数を第三号に掲げる数で除して得た率に、六分の一を乗じて得た率とする。</p> <p>一 平成九年三月末日における当該存続組合又は当該指定基金に係る旧適用法人共済組合の国民年金法第七号第一項第二号に規定する第二号被保険者（二十歳以上六十歳未満の者に限る。）の数</p> <p>二 平成九年三月末日における当該存続組合又は当該指定基金に係る旧適用法人共済組合の国民年金法第七号第一項第三号に規定する第三号被保険者の数</p> <p>三 平成九年年度における国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十一号の二第三号に掲げる数</p> <p>2 平成八年改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた国民年金法第九十四条の第三項の規定により存続組合又は指定基金が納付する基礎年金拠出金について、国民年金法施行令第十一号の四及び第十一号の五の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	---	---

<p>（基礎年金交付金）</p> <p>第三十三条 平成八年改正法附則第三十五条の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について、昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十七号、第五十八号並びに第五十九号第一項、第二項及び第四項の規定を適用する場合には、これら規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十一各年金保険者存続組合又は指定基金の四たる共済組合等</p> <p>（平成八年改正法）</p> <p>（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）</p>	<p>第十一各年金保険者存続組合又は指定基金の四たる共済組合等</p> <p>（平成八年改正法）</p> <p>（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）又は指定基金（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金をいう。以下同じ。）</p>
--	---	---

<p>第五号昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について、昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十七号、第五十八号並びに第五十九号第一項、第二項及び第四項の規定を適用する場合には、これら規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第五号昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について、昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十七号、第五十八号並びに第五十九号第一項、第二項及び第四項の規定を適用する場合には、これら規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第五号昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について、昭和六十一年国民年金等経過措置政令第五十七号、第五十八号並びに第五十九号第一項、第二項及び第四項の規定を適用する場合には、これら規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	---	---

<p>（平成九年度から平成十三年度までの各年度における標準報酬換分率及び個別負担換分率の特例）</p> <p>第三十四条 平成九年度から平成十三年度までの期間が、厚生年金保険法附則第二十条第一項に規定する平準化期間に含まれる場合における平成九年度から平成十三年度までの各年度における各年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下この条において同じ。）に係る標準報酬換分率（同法附則第十九条第三項に規定する標準報酬換分率をいう。以下この項において同じ。）及び個別負担換分率（同法附則第十九条第四項に規定する個別負担換分率をいう。以下この項において同じ。）については、当該年金保険者たる共済組合等に係る同法附則第十八号第一項に規定する拠出金の負担の平準化に資するため、同法附則第十九条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る標準報酬換分率を平均して得た率及び個別負担換分率を平均して得た率とする。この場合において、厚生年金保険法施行令第八号の十四第一項及び第二項中「毎年度」とあるのは「平成九年度から平成十三年度まで」と、「当該年度における拠出金の額」とあるのは「平成九年度から平成十三年度までの各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る厚生年金保険法施行令第八号の十三第一項に規定する概算標準報酬換分率及び概算個別負担換分率について準用する。」</p> <p>第六章 厚生年金基金に係る特例</p> <p>（退職共済年金の特例）</p> <p>第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八号第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四号の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のもの）に限る。以下「継続厚生年金期間」という。）であ</p>	<p>（平成九年度から平成十三年度までの各年度における標準報酬換分率及び個別負担換分率の特例）</p> <p>第三十四条 平成九年度から平成十三年度までの期間が、厚生年金保険法附則第二十条第一項に規定する平準化期間に含まれる場合における平成九年度から平成十三年度までの各年度における各年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下この条において同じ。）に係る標準報酬換分率（同法附則第十九条第三項に規定する標準報酬換分率をいう。以下この項において同じ。）及び個別負担換分率（同法附則第十九条第四項に規定する個別負担換分率をいう。以下この項において同じ。）については、当該年金保険者たる共済組合等に係る同法附則第十八号第一項に規定する拠出金の負担の平準化に資するため、同法附則第十九条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る標準報酬換分率を平均して得た率及び個別負担換分率を平均して得た率とする。この場合において、厚生年金保険法施行令第八号の十四第一項及び第二項中「毎年度」とあるのは「平成九年度から平成十三年度まで」と、「当該年度における拠出金の額」とあるのは「平成九年度から平成十三年度までの各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る厚生年金保険法施行令第八号の十三第一項に規定する概算標準報酬換分率及び概算個別負担換分率について準用する。」</p> <p>第六章 厚生年金基金に係る特例</p> <p>（退職共済年金の特例）</p> <p>第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八号第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四号の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のもの）に限る。以下「継続厚生年金期間」という。）であ</p>	<p>（平成九年度から平成十三年度までの各年度における標準報酬換分率及び個別負担換分率の特例）</p> <p>第三十四条 平成九年度から平成十三年度までの期間が、厚生年金保険法附則第二十条第一項に規定する平準化期間に含まれる場合における平成九年度から平成十三年度までの各年度における各年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下この条において同じ。）に係る標準報酬換分率（同法附則第十九条第三項に規定する標準報酬換分率をいう。以下この項において同じ。）及び個別負担換分率（同法附則第十九条第四項に規定する個別負担換分率をいう。以下この項において同じ。）については、当該年金保険者たる共済組合等に係る同法附則第十八号第一項に規定する拠出金の負担の平準化に資するため、同法附則第十九条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る標準報酬換分率を平均して得た率及び個別負担換分率を平均して得た率とする。この場合において、厚生年金保険法施行令第八号の十四第一項及び第二項中「毎年度」とあるのは「平成九年度から平成十三年度まで」と、「当該年度における拠出金の額」とあるのは「平成九年度から平成十三年度までの各年度における当該年金保険者たる共済組合等に係る厚生年金保険法施行令第八号の十三第一項に規定する概算標準報酬換分率及び概算個別負担換分率について準用する。」</p> <p>第六章 厚生年金基金に係る特例</p> <p>（退職共済年金の特例）</p> <p>第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八号第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四号の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のもの）に限る。以下「継続厚生年金期間」という。）であ</p>
--	--	--

つて公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下この条及び第三十八号において「厚生年金基金」という。）の加入員であつた期間であるもの（以下「加入員であつた継続厚生年金期間」という。）をその額の計算の基礎とする退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたいものに限る。以下「特定退職共済年金」という。）については、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の八第三項若しくは第七項に規定する額は、これらの規定に定める額から、当該厚生年金基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額（厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額）となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。第三十七條第二項において同じ。）の千分の七・五に相当する額に加入員であつた継続厚生年金期間の月数を乗じて得た額（第三十七條第五項において「特定退職共済年金の代行給付額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定は、平成二十七年経過措置政令第八十四条の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十条第一項第二号口及び平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第一項第二号口の老齢厚生年金等の額の合計額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第二号口（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号口の規定を適用する場合を含む。）の退職共済年金等の額の合計額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号口の退職共済年金等の額の合計額を計算する場合には、適用しない。

3 平成二十五年改正法附則第十三条第三号に規定する存続連合会（以下この項及び第三十八号において「連合会」という。）が解散した場合において、当該連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者が第一項の規定により退職共済年金の額が計算される者であるときは、当該退職共済年金の額は、同項の規定の適用がないものとして計算した額とし、当該連合会が解散した月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

第三十六條 特定退職共済年金に係る改正後国共済法第七十九条の規定の適用については、第二十三條第一項の規定にかかわらず、改正後国共済法第七十九条第一項中「が組合員」とあるのは、「昭和十二年四月一日以前に生まれたる者は（昭和十二年四月一日以前に生まれたる者を除く。次項において同じ。）が厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號。以下この項において「平成十三年統合法」という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、附則第十二條の三の規定による退職共済年金の受給権者（その受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて附則第十二條の七第二項の規定の適用を受けるものに限る。）及び附則第十二條の八第二項又は同条第九項において準用する同条第一項の規定による退職共済年金の受給権者（以下この項において「既決定受給権者等」という。）並びに既決定受給権者等であつた第七十六條の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二十八號）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第一百十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所

のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるものに使用されるもの（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項（この項に規定する七十歳以上の使用される者）に係る部分を除く。）及び次項において同じ。）であるときは又は同法第二十七條に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項及び次項において「七十歳以上の使用される者」といい、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四條第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、既決定受給権者等であつた第七十六條の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、旧適用法人等適用事業所において同法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同法に該当したことにより喪失した日から引き続き同条の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）と、「組合員」とあるのは、「厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上である者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）と、「組合員」とあるのは「厚生年金保険の被保険者又は七十歳以上の使用される者」と、「標準報酬月額」とあるのは「標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この号において同じ。）と、「標準期末手当等の額」とあるのは「標準賞与額（同法第二十四条の三に規定する標準賞与額という。以下この号において同じ。）と、「この項及び第八十七條第二項」とあるのは「この項」と、「総報酬月額相当額」とい、七十歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額とそれ以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを

合算して得た額とする。以下この項において同じ。）と、「当該退職共済年金」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五號）第三十五條第一項の規定の適用がないものとして計算した退職共済年金」と、「金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）とあるのは「金額」とする。（存続厚生年金基金の年金給付の特例）

第三十七條 特定退職共済年金の受給権者に平成二十五年改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金（以下この条において「基金」という。）が支給する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三十條第一項に規定する老齢年金給付（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定基金給付」という。）については、厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項まで並びに平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三十二條第二項及び第三十三條の規定は、適用しない。

2 特定基金給付の額は、当該基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する額に当該期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

3 特定基金給付については、国家公務員共済組合法第七十四條又は第七十四條の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八條又は第三十八條の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三十三條の規定の例により、その支給を停止することができる。

4 特定基金給付については、改正後国共済法第七十九條又は第八十條の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法附則第十一條の規定によりその支給を停止するものとされた老齢厚生年金と、当該特定退職共済年金の支給停止額（改正後国共済法第七十九條第二項第二号イからニまでに掲げる場

合に於て、それぞれ同号イからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額をいう。次条第四項において同じ。）を厚生年金保険法附則第十四条第一項に規定する支給停止基準額（次項及び次条第四項において単に「支給停止基準額」という。）と、それぞれみなして、同法附則第十三条第二項から第四項までの規定の例により、その全部又は一部の支給を停止することができる。

5 特定基金給付の額の計算の基礎に加入員であつた継続厚生年金期間以外の期間が含まれている場合に於ては、前項の規定により支給停止基準額とみなされた金額は、当該特定退職共済年金の額と特定退職共済年金の代行給付額との合計額を超えることはできない。
(連合会の年金給付の特例)

第三十八條 連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付であつて特定退職共済年金の受給権者に支給するもの（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定連合会給付」という。）については、厚生年金保険法附則第十三条の二並びに平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第三項及び第六十六条の二の規定は、適用しない。
2 特定連合会給付の額は、解散した厚生年金基金の加入員であつた期間に係る前条第二項に規定する額とする。

3 特定連合会給付については、国家公務員共済組合法第七十四條又は第七十四條の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八條又は第三十八條の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十六条の二の規定の例により、その支給を停止するものとする。

4 特定連合会給付については、改正後国共済法第七十九條又は第八十條の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法附則第十一條の規定により支給を停止

するものとされた老齢厚生年金と、当該特定退職共済年金の支給停止額を支給停止基準額と、それぞれみなして、同法附則第十三条の二の規定の例により、その全部又は一部の支給を停止する。
5 前条第五項の規定は、特定連合会給付について準用する。この場合において、同項中「特定基金給付」とあるのは、「特定連合会給付」と読み替へるものとする。
(指定基金の給付の特例)

第三十九條 平成八年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付（次条において「障害等年金給付」という。）は、厚生年金保険法第四十七條第一項本文及び第二項、第四十七條の二第二項及び第三項、第四十七條の三第三項及び第三項、第五十三條、第五十八條第一項本文及び第二項、第五十九條並びに第六十三條の規定の例に準じ規約の定めるところにより行うものとする。
(準用)

第四十條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第十九條から第二十四條まで、第二十八條第二項、第三十條、第三十九條の二、第三十九條の三、第三十九條の四、第三十九條の五及び第四十五條の規定は障害等年金給付について、平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十二條から第三十三條の三まで、第三十四條の二から第三十五條まで及び第三十九條の四の規定は平成八年改正法附則第五十六條第一項に規定する掛金について、平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六條の規定は平成八年改正法附則第五十七條第一項に規定する徴収金について準用する。

するものとは、(存続組合等) に行わせる国民年金事業の事務（第四十一條 平成十一年三月三十一日までの間に於ける国民年金事業の事務については、国民年金法第三條第二項中「共済組合等」という。）とあるのは、「共済組合等」という。）若しくは厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金」とする。
2 前項の規定により読み替へられた国民年金法第三條第二項の規定により存続組合又は指定基金に行わせる国民年金事業の事務については、国民年金法施行令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七章 その他の経過措置

(存続組合等) に行わせる国民年金事業の事務（第四十一條 平成十一年三月三十一日までの間に於ける国民年金事業の事務については、国民年金法第三條第二項中「共済組合等」という。）とあるのは、「共済組合等」という。）若しくは厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二條第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八條第一項に規定する指定基金」とする。
2 前項の規定により読み替へられた国民年金法第三條第二項の規定により存続組合又は指定基金に行わせる国民年金事業の事務については、国民年金法施行令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二法第三條第二項の二第	第一号及び第二号に掲げる事務	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第四十一條第一項の規定により読み替へられた法第三條第二項の
第二一の法第三條第二二第組合（以下単に「共済組合」とい	旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四條第二項に	旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四條第二項に

第一の)の組合員（農行日前期間をいう。以下林漁業団体職員共下この条において同じ組合員の任意継続）（平成九年三月三十日）であつた期間第一号に掲げる年金又は法第十二條第二項の給付の受給権を有する者の旧適用法人施行日前期間に引き続く学教職員共済制度行日前期間（平成八年改正法附則第四條の規定に於いて）であつたより厚生年金保険の被保険者の資格を取得し者（国家公務員共済組合連合会を組んであつて、その者が組んであつた期喪失するまでの間の間のみを有する者の)を含む。

第二組合員又は私学教員共済組合の加入員	旧適用法人施行日前期間	支給するもの及び当該旧適用法人施行日前期間をその額の計算の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有することとなる者に係るもの
第二組合員又は私学教員共済組合の加入員	旧適用法人施行日前期間	支給するもの及び当該旧適用法人施行日前期間をその額の計算の基礎とする厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有することとなる者に係るもの

大臣	事業団を所管する
第三共済組合（受給権旧適用法人共済組合）	条第百三十三条第一項に規定する組合員（以下「連合組合」という。）の組合員（改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの）を除く。
第五項 公務員共済組合連三法第八号に規定する	合会を組織する共旧適用法人共済組合を
あつた場合にあつた又は指定基金	ては、当該連合組合
が行うものとし、	私学教職員共済制
度の加入者であつ	た場合にあつては
日本私立学校振	興・共済事業団

（存続組合等）に行わせる平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に係る事務）

第四十二条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、平成十一年三月三十一日までの間、平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に係る事務のうち厚生省令で定めるとする。

（施行日前において旧適用法人職員となつた連合組合の組合員であつた者の資格に関する経過措置）

第四十三条 旧適用法人共済組合以外の改正前国共済法第三十一条第一項に規定する組合（以下「連合組合」という。）の組合員（改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）であつた者が当該組合員であつた時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き旧適用法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「旧適用法人職員」という。）となつた場合（初めて旧適用法人職員となつた場合その他これに準ずるものとして大蔵大臣の定める場合に限る。）であつて、かつ、引き続き施行日以後において当該旧適用法人職員である場合には、改正後国共済法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日から起算して六十日を経過する日までに申出をしたときは、施行日以後引き続き当該旧適用法人

職員である期間その者の当該旧適用法人職員となる直前に所属していた連合組合の組合員であるものとする。この場合において、その者の旧適用法人共済組合の組合員期間は、連合組合の組合員期間とみなす。

2 前項の場合において、改正後国共済法第二百二十四条の二第二項から第五項まで並びに平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十四条第二項及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により連合組合の組合員であるものとされた者について準用する。この場合において、改正後国共済法第二百二十四条の二第二項第一号中「転出の日」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の施行の日」と、同項第二号中「公庫等職員」とあるのは「旧適用法人職員（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）以下「平成九年厚生年金保険等経過措置政令」という。）第四十三条第一項に規定する旧適用法人職員をいう。以下この条において同じ。」と、同条第三項中「が公庫等職員」とあるのは「が旧適用法人職員」と、「前二項」とあるのは「平成九年厚生年金保険等経過措置政令第四十三条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「公庫等職員」とあるのは「旧適用法人職員」と、同令第四十四条第二項中「法第二百二十四条の二第一項に規定する転出の日」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第四十三条第一項に規定する旧適用法人職員となつた日」と、「同条第二項第一号又は第二号」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第二百二十四条の二第二項第一号又は第二号」と読み替へるものとする。

3 連合組合の組合員であつた者が当該組合員であつた時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き旧適用法人職員となつた場合（初めて旧適用法人職員となつた場合その他これに準ずるものとして大蔵大臣の定める場合に限る。）であつて、かつ、引き続き旧適用法人職員として在職した後、引き続き再び施行日に当該連合組合の組合員となつた場合におけるその者の旧適用法人共済組合の組合員期間は、施行日から起算し

て六十日を経過する日までにその者が申出をしたときは、連合組合の組合員期間とみなす。

4 第一項又は前項に規定する者がこれらの規定に規定する申出をその期限前に行うことなく死亡した場合には、その申出は、その者の遺族がすることができず。

（施行日前において連合組合の組合員となつた旧適用法人共済組合の組合員であつた者の資格に関する経過措置）

第四十四条 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が当該組合員であつた時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き連合組合の組合員となつた場合（初めて連合組合の組合員となつた場合その他これに準ずるものとして大蔵大臣の定める場合に限る。）であつて、かつ、引き続き施行日の前日において連合組合の組合員であつた場合には、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日から起算して六十日を経過する日までに申出をしたときは、施行日の前日において、当該連合組合の組合員の資格を喪失し、かつ、当該旧適用法人共済組合の組合員の資格を取得したものとみなす。この場合において、その者が施行日前において引き続き改正後国共済法第二条第一項第一号に規定する職員である場合には、その者は、施行日において、当該連合組合の組合員の資格を取得する。

2 前条第四項の規定は、前項に規定する者について準用する。

第四十五条 施行日前に改正前国共済法第六十八条の二に規定する育児休業を終了した同条本文に規定する組合員のうち、施行日の前日までに旧適用法人共済組合の組合員（改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む、改正前国共済法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）となり、かつ、施行日において平成八年改正法附則第三十八条第一項に規定する新設健保組合の被保険者となつたものに対する改正後国共済法第六十八条の二ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該旧適用法人共済組合の組合員及び新設健保組合の被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十條の規定による被保険者を除く。）を改正後国共済法第六十八条の二ただし書の規定する組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

（施行日前において旧適用法人職員となつた地方の組合の組合員であつた者の資格に関する経過措置）

第四十六条 地方の組合（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であつた者が当該組合員であつた時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き旧適用法人職員となつた場合（初めて旧適用法人職員となつた場合その他これに準ずるものとして自治大臣の定める場合に限る。）であつて、かつ、引き続き施行日以後において当該旧適用法人職員である場合には、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日から起算して六十日を経過する日までに申出をしたときは、施行日以後引き続き当該旧適用法人職員である期間その者の当該旧適用法人職員となる直前に所属していた地方の組合の組合員であるものとする。この場合において、その者の旧適用法人共済組合の組合員期間は、地方の組合の組合員期間とみなす。

2 前項の場合において、地共済法第四百零二条第二項から第四項まで及び平成九年改正政令第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）以下この項において「改正後地共済法施行令」という。）第四十条第二項の規定は、前項の規定により地方の組合の組合員であるものとされた者について準用する。この場合において、地共済法第四百零二条第二項第一号中「転出の日」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の施行の日」と、同項第二号中「公庫等職員」とあるのは「旧適用法人職員（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）以下「平成九年経過措置政令」という。）第四十三条第一項に規定する旧適用法人職員をいう。以下この条において同じ。」と、同条第三項中「が公庫等職員」とあるのは「が旧適用法人職員」と、「前二項」とあるのは「平成九年経過措置政令第四十六条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、改正後地共済法施行令第四十条第二項中「同項第一号又は第二号の規定」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平

成九年政令第八十五号) 第四十六條第二項の規定により読み替えられた法第四百四十二條第二項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。

3 地方の組合の組合員であった者が当該組合員であった時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き旧適用法人職員となった場合(初めて旧適用法人職員となった場合その他これに準ずるものとして自治大臣の定める場合に限る。)であつて、かつ、引き続き旧適用法人職員として在職した後、引き続き再び施行日に当該地方の組合の組合員となった場合におけるその者の旧適用法人組合員期間とは、施行日から起算して六十日を経過する日までにその者が申出をしたときは、地方の組合の組合員期間とみなす。

4 第一項又は前項に規定する者がこれらの規定に規定する申出をその期限前に行うことなく死亡した場合においては、その申出は、その者の遺族がすることができる。

(施行日前において地方の組合の組合員となつた旧適用法人共済組合の組合員であつた者の資格に関する経過措置)

第四十七條 旧適用法人共済組合の組合員であつた者が当該組合員であつた時に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、施行日前において引き続き地方の組合の組合員となつた場合(初めて地方の組合の組合員となつた場合その他これに準ずるものとして自治大臣の定める場合に限る。)であつて、かつ、引き続き施行日の前日において地方の組合の組合員であつた場合には、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日から起算して六十日を経過する日までに申出をしたときは、施行日の前日において、当該地方の組合の組合員の資格を喪失し、かつ、当該旧適用法人共済組合の組合員の資格を取得したものとはみなす。この場合において、その者が施行日において引き続き地共済法第二條第一項第一号に規定する職員である場合には、その者は、施行日において、当該地方の組合の組合員の資格を取得する。

2 前條第四項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(育児休業手当金に関する経過措置)

第四十八條 施行日前に地共済法第七十條の二に規定する育児休業を終了した同条本文に規定す

る組合員(同条に規定する育児休業を修了した後)に地共済法第四百四十二條の三第三項に規定する団体組合員となつた者を含む。)のうち、施行日の前日までに旧適用法人共済組合の組合員(改正前国共済法第二百四十二條の二第二項に規定する継続長期組合員を含み、改正前国共済法第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)となり、かつ、施行日において平成八年改正法附則第三十八條第一項に規定する新設健保組合の被保険者となつたものに対する地共済法第七十條の二ただし書の規定に当する育児休業手当金の支給については、当該旧適用法人共済組合の組合員及び新設健保組合の被保険者(健康保険法第二十条の規定による被保険者を除く。)を地共済法第七十條の二ただし書に規定する組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成九年一月一日から施行する)
附則 (平成九年一月一日から施行する)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成九年二月一日から施行する)
附則 (平成九年二月一日から施行する)
第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。
附則 (平成九年十二月一日から施行する)
附則 (平成九年十二月一日から施行する)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄
第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄
第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄
第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄
第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇二号) 抄

律附則第十六條第二項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。
附則 (平成一一年三月二五日政令第五六号) 抄
第一条 この政令は、平成一一年四月一日から施行する。
附則 (施行期日) 抄
第一条 この政令は、平成一一年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成一一年四月一日から施行する。
附則 (平成一一年三月三十一日政令第一七九号) 抄
第一条 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年三月三十一日政令第一三〇号) 抄
第一条 この政令は、平成一二年五月三十一日政令第一三〇号) 抄

第一条 この政令は、平成一二年五月三十一日政令第一三〇号) 抄
第一条 この政令は、平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成一二年法律第八十八号)の施行の日(平成一二年一月六日)から施行する。
附則 (平成一二年一月一七日政令第四八二号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄

第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄
第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄

第一条 この政令は、平成一四年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三三号) 抄

(厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職共済年金等の支給の停止の経過措置)
第三條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(以下この条において「平成九年経過措置政令」という。)の規定中次の表の上欄に掲げる規定により読み替えられた同表の中欄に掲げる規定は、平成十四年四月以後の月分として支給される同表の下欄に掲げる年金について適用し、同月の月分として支給される同表の下欄に掲げる年金については、なお従前の例による。

第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄
第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄

第二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄
第二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄

第三 平成八年改正法による改正後、平成九年経過措置政令第三十五條第一項の規定による特定退職共済年金
附則 (平成一三年一二月二一日政令第四二二三号) 抄
第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄

第四 平成一四年改正法による改正後、平成一四年経過措置政令第三十五條第一項の規定による特定退職共済年金
附則 (平成一四年三月一三日政令第四三三三号) 抄
第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄

第五 平成一四年改正法による改正後、平成一四年経過措置政令第三十五條第一項の規定による特定退職共済年金
附則 (平成一四年三月一三日政令第四三三三号) 抄
第一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九号)の施行の日(平成八年一月一七日)から施行する。
附則 (平成八年一月一七日政令第一三三三号) 抄

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第七條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(以下この条において「平成九年経過措置政令」という。)の規定中次の表の上欄に掲げる規定により読み替えられた同表の中欄に掲げる規定は、平成十四年四月以後の月分として支給される同表の下欄に掲げる年金について適用し、同月前の月分として支給される同表の下欄に掲げる年金については、なお従前の例による。

第二国家公務員共済組合法 第十三(昭和三十三年法律第百二十八号)第七十九金又は障害共済年金一条、第八十金及び第八十七金	第二国家公務員共済組合法 昭和六十年国共済改十四法等の一部を改正する正法附則第二条第五條法律(昭和六十年法律第百五号)以下この表金、減額退職年金、において「昭和六十年通算退職年金又は障国共済改正法」とい害年金う。)附則第三十六條及び第四十五條	第二地方公務員等共済組合法 第十六法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十年金一条	私立学校教職員共済法 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十金、障害共済年金又五条において準用するは遺族共済年金	国家公務員共済組合法 第七十四條	地方公務員等共済組合法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する合法による遺族共済法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二十九條	私立学校教職員共済法 第四十八條の二の規定組合等の一部を改によりその例によるも正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による
--	--	--	---	---------------------	--	---

国共済改正法附則第十條
改正前の私立学校教職員共済組合法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

第三国家公務員共済組合法
平成九年経過措置政令第三十五條第一項の規定による特定退職共済年金

附則(平成十四年三月二十九日政令第九二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十九條第二項に規定する利子に関する経過措置)

第三条 平成十三年度以前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十九條第二項に規定する利子は、なお従前の例による。

附則(平成十四年七月三日政令第二四六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則(平成十四年七月三十一日政令第二六九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附則(平成十四年二月二十八日政令第三八三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則(平成十五年二月七日政令第三八三号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則(平成十六年三月二四日政令第六一号)
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附則(平成十六年九月二十九日政令第二九七号)抄
この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
附則(平成十六年二月三日政令第三八三号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(次条において「平成十六年改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。
附則(平成十六年二月十五日政令第三九四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附則(平成十七年三月三〇日政令第九二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附則(平成十七年七月七日政令第三一六号)
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則(平成十八年三月二十九日政令第七三三号)抄
(施行期日)
1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則(平成十八年三月三十一日政令第一四一号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則(平成十九年二月二一日政令第二七号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則(平成十九年三月三〇日政令第一〇〇号)
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則(平成十九年八月三十一日政令第二三五号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則(平成二〇年三月二十六日政令第七二二号)
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
附則(平成二二年三月三十一日政令第七六号)
この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
附則(平成二二年三月三十一日政令第九三三号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附則(平成二二年二月二十八日政令第三一〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。
附則(平成二二年四月一日政令第一〇八号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則(平成二三年三月三十一日政令第八一〇号)抄
(施行期日等)
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則(平成二四年三月二十八日政令第六一号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則(平成二五年七月三十一日政令第二二六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二五年八月一日)から施行する。
附則(平成二五年七月三十一日政令第二二七号)抄
(施行期日)
1 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二五年八月一日)から施行する。
附則(平成二六年一月一六日政令第九九号)抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則(平成二〇年三月二十六日政令第七二二号)
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
附則(平成二二年三月三十一日政令第七六号)
この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
附則(平成二二年三月三十一日政令第九三三号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附則(平成二二年二月二十八日政令第三一〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。
附則(平成二二年四月一日政令第一〇八号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則(平成二三年三月三十一日政令第八一〇号)抄
(施行期日等)
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則(平成二四年三月二十八日政令第六一号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則(平成二五年七月三十一日政令第二二六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二五年八月一日)から施行する。
附則(平成二五年七月三十一日政令第二二七号)抄
(施行期日)
1 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二五年八月一日)から施行する。
附則(平成二六年一月一六日政令第九九号)抄
この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年三月二四日政令第七三三号) 抄

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成二六年三月三一日政令第一二二号) 抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月二五号政令第八六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)
第五條 第五條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(次項において「改正後平成九年経過措置政令」という。)第二十一條の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。次項において「平成八年改正法」という。)附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の支払額について適用する。

2 改正後平成九年経過措置政令第二十三條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第百十五條第一項の規定は、平成二十八年四月

以後の月分として支給される平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付の支払額について適用する。

附則 (平成二八年三月三一日政令第一二八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日政令第一〇〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号) 抄

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一月二四日政令第八号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年三月二八日政令第七三三号) 抄

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日政令第一一五号) 抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日政令第一二〇号) 抄

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三〇日政令第一〇一号) 抄

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月一七日政令第四七号) 抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二略

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定(厚生年金保険法施行令第三条の五の二第二項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。)

第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第二十七條及び第三十一條の規定、第三十三條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)

並びに附則第九條、第十一條、第十四條、第十六條及び第十八條の規定。令和五年四月一日

(平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十條 第二十條の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十三條第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十八條の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧適用法人共済組合員期間(旧適用法人共済組合員期間をいう。次項において同じ。)を有する者に係る平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第二十条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十三條第五項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十四号)第一条の規定による改正前の国家公

務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の七の三の二第二項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

(受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後の平成九年経過措置政令による平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の請求に関する経過措置)

第十一條 第二十一條の規定による改正後の平成九年経過措置政令第二十六條第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四條の三第五項の規定は、第三号施行日の前日において、平成八年改正法附則第十六條第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

附則 (令和四年三月二五号政令第八六号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年三月二五号政令第一一五号) 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年八月三日政令第二六五号) 抄

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附則 (令和五年三月三〇日政令第一一七号) 抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第一二七号) 抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。